

㊦ あいんご通信2007(H30年3月号)

社会福祉法人
八千代市身体障害者福祉会
はばたき職業センター
発行者：施設長 阿部 裕一

★利用者説明会の内容をお知らせします。

来月から始まるH30年度に向けて利用者に関わる事項の見直しについて説明会を3月16日(金)に開催しました。その内容について改めてお知らせします。

1. 給食費の見直しについて

給食費については、これまで施設が給食実費の一部を負担することで安価で満足度の高い給食を提供してきましたが、このままの給食費では給食を続けることが難しくなりました。そこで、来年度以降も給食を続けるために4月2日(月)からは、下記のとおり給食実費のうち食材料費に当たる額を給食費として負担頂くこととしましたのでご了解ください。(下線部分が変更点)

記

○現在	給食実費(1食当たり)	760円
	給食費(利用者負担)	<u>236円</u>
○見直し後	給食実費(1食当たり)	760円
	給食費(食材料費・利用者負担)	<u>350円</u>

2. 利用者作業工賃支払要領の改正について

(主な条項を抜粋・下線部分が変更点)

(通所手当)

第5条 通所手当は、通所距離が600m以上の者に対して日額を単位として次の各号により支払います。但し、一月の通所手当は、通所日数に1,000円を乗じた額を限度とする。

(皆勤手当)

第6条 作業工賃の計算期間に、欠席することなく通所した者に対し一月を単位として3,000円を支払うものとする。但し、遅刻・早退等がある場合は、500円(当該単位数の合計が46単位未満)を支払うものとする。

(時間給)

第7条

2 時間給の算出に当たっては30分を1単位、1日を12単位として扱う。
<うらへ続く。>

（欠席または遅刻・早退等の取り扱い）

第10条 国民の義務による履行又は交通遮断等のやむを得ない場合は欠席扱いとしない。また、事前に天候不良等が予測される場合は、管理者の判断により遅刻・早退等の扱いとしないことができる。

^{いにん}
（委任）

第13条 この規定に定めるもののほか、事業所の管理運営に関し、必要な事項は理事長の同意を得て、管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

※なお、当日の説明会に欠席・早退された利用者へは改めて説明会を開催する予定としています。

★利用者の動向についてお知らせします。

利用開始月日	氏名	所属	居住地
3月 1日	●● ●●	就労継続B型（受注生産）	八千代市
3月 1日	●● ●●	就労継続B型（版下）	印西市

なお、3月20日現在の利用者数は33名、就労移行支援利用者1名（定員6名）、就労継続支援B型利用者32名（同30名）となっています。

★前月度の収支の現況についてお知らせします。

	収入	支出	収支差額	経費率
印刷	2,011,357円	1,522,481円	488,876円	75.7%
園芸	257,800円	209,605円	48,195円	81.3%
受注生産	176,825円	13,809円	163,016円	7.8%
工賃額	就労継続支援B型 1,108,900円（42,650円／1人）			

★3月度の施設行事予定についてお知らせします。

1日（木）入所式	16日（金）製造会議
2日（金）障害者就労支援事業会議	19日（月）理事会
3日（土）館内清掃	20日（火）工賃支払日
9日（金）事業間連絡会議	27日（火）施設給食会議
就労支援事業検討会議	事業計画予算説明会
イオン緑が丘園芸販売	29日（木）就労支援事業会議
12日（月）第三者委員相談日	30日（金）お別れ会
15日（木）評定委員会	